

# 財政的援助団体等監査結果報告書

令和7年度

佐賀県監査委員



監査第611号  
令和8年2月4日

佐賀県議会議長 宮原 真一 様  
佐賀県知事 山口 祥義 様  
佐賀県教育委員会教育長 甲斐 直美 様

佐賀県監査委員	原 惣一郎
同	荒木 敏也
同	角 貞樹
同	指山 清範

#### 財政的援助団体等監査の結果について(提出)

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告及び意見を別添のとおり提出します。



# 目 次

第1 監査の概要 .....	1
第2 監査の結果 .....	3
第3 意見事項 .....	6
監査対象団体ごとの監査結果 .....	9
1 財政的援助団体	
学校法人佐賀清和学園 .....	11
学校法人佐賀理容美容専門学校 .....	11
学校法人引地学園 .....	12
三愛アビエーションサービス株式会社 .....	12
JR九州バス株式会社 .....	13
太良をふるさとにしてもらう会 .....	14
株式会社サードプレイス .....	15
伊万里・有田地区医療福祉組合 .....	15
医療法人陽明会 .....	16
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 .....	17
社会医療法人祐愛会 .....	19
医療法人力武医院 .....	19
社会福祉法人聖仁会 .....	20
公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団 .....	21
社会福祉法人ともしび .....	22
社会福祉法人蓮花の会 .....	22
佐賀県青少年育成県民会議 .....	23
学校法人明善学園 .....	23
学校法人宝和学園 .....	24
かみぞのホーム .....	24
社会福祉法人慈恵会 .....	24
FoodStock株式会社 .....	25
佐賀商工会議所 .....	25
小城商工会議所 .....	26
株式会社日本アウトソーシングセンター .....	26
株式会社せんちゃんフーズ .....	27
公益社団法人佐賀県シルバー人材センター連合会 .....	27
鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会 .....	28
公益社団法人佐賀県農業公社 .....	29
佐賀県農業協同組合大和町みかん生産組合 .....	30

一般社団法人佐賀県畜産公社	31
公益社団法人佐賀県畜産協会	32
大浦地区土地改良区	33
諸富土地改良区	34
佐賀県森林組合連合会	34
佐賀中部森林組合	34
佐賀県山林種苗緑化協同組合	35
佐賀県漁業就業者支援協議会	35
株式会社峰組	36
佐賀県人権・同和教育研究協議会	36
佐賀県高等学校体育連盟	37
佐賀県唐津港利用促進協議会	38
「肥前窯業圏」活性化推進協議会	39
佐賀県競技力向上推進本部 (現 SAGAアスリート育成強化推進本部)	39
SAGA2024実行委員会	40
佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議	40
“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会	40
佐賀県酒類輸出促進協議会	41
第26回全国農業担い手サミットinさが実行委員会	41
令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県実行委員会	41
佐賀県道路公社	42

## 2 出資団体

公益財団法人佐賀県芸術文化協会	43
公益財団法人佐賀県健康づくり財団	43
公益財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会	43
公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団	44
佐賀県土地開発公社	44
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館(再掲)	17
公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団(再掲)	21
公益社団法人佐賀県農業公社(再掲)	29
一般社団法人佐賀県畜産公社(再掲)	31
公益社団法人佐賀県畜産協会(再掲)	32
佐賀県道路公社(再掲)	42

## 3 公の施設の指定管理者

公益財団法人佐賀県教育文化振興財団 (佐賀県黒髪少年自然の家)	45
小城市 (ムツゴロウ公園)	45

SAGAMIRAIプロジェクトJV (佐賀県ヨットハーバー)	46
公益財団法人佐賀県産業振興機構 (佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター)	46
公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団(再掲) (佐賀県立男女共同参画センター)(佐賀県立生涯学習センター)	44
<b>所管課ごとの監査結果</b>	<b>47</b>
<b>1 財政的援助団体関係</b>	
法務私学課(私立中高・専修学校支援室)	49
空港課	50
交通政策課(地域交通システム室)	50
SAGAスポーツピラミッド推進チーム	51
健康福祉政策課(がん撲滅特別対策室)	52
障害福祉課	52
こども未来課	53
こども家庭課	53
企業立地課	54
産業人材課	54
生産者支援課	55
農業経営課	55
畜産課	56
林業課	56
<b>2 出資団体関係</b>	
畜産課	57
<b>3 公の施設の指定管理者関係</b>	
さが政策推進チーム	58
港湾課	58
男女参画・女性の活躍推進課	58
<b>参考</b>	<b>59</b>
1 監査関係法令	61
2 指定管理者関係総務省通知	67
3 用語等の説明	68



## 第1 監査の概要

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体等監査を、佐賀県監査基準（令和2年3月31日佐賀県監査委員告示第4号）に準拠して実施したが、その概要は次のとおりである。

### 1 監査の実施時期

令和7年6月から令和8年1月まで

### 2 監査の対象団体

県が、補助金・負担金・貸付金等の財政的援助を与えていたる団体（財政的援助団体）、資本金等の4分の1以上を出資している団体（出資団体）及び公の施設の管理を行わせている団体（公の施設の指定管理者）のうち、60団体について実施した。

区分	財政的援助	出資	公の施設の管理	計
公益財団法人、公益社団法人、地方独立行政法人、地方道路公社、土地開発公社	6	10	4	20 (13)
一般財団法人、一般社団法人	1	1	0	2 (1)
学校法人	5	0	0	5 (5)
社会福祉法人、医療法人	7	0	0	7 (7)
株式会社、共同事業体、個人事業主	7	0	1	8 (8)
市町	0	0	1	1 (1)
その他	25	0	0	25 (25)
合計	51	11	6	68 (60)

（注）・数値は、「財政的援助」及び「出資」については団体数、「公の施設の管理」については施設数

・（ ）内は重複を除いた数値（区分別に計上していることから重複が生じる。出資団体かつ対象年度に補助金等の財政的援助を受けている団体は、「財政的援助」及び「出資」のそれぞれの区分で1団体として計上している。）

・「その他」は、組合、商工会議所、土地改良区、協議会、実行委員会など

### 3 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、団体の運営や事業の執行及び施設の管理が関係法令、規則及び要綱等に則して適正に行われているかの観点に加え、

- (1) 財政的援助団体については、その目的に沿って事業が適切かつ効率的に執行されているか
- (2) 出資団体については、経営が適切、良好に行われているか
- (3) 公の施設の指定管理者については、運営及び財産管理が適切に行われているかなどを着眼点とした。

#### **4 監査の実施方法**

団体及び所管課、グループ、チーム又は課に置かれた室の令和6年度事業及び経理執行を中心に監査を行うとともに、施設、設備の整備及び管理については、現場確認を併せて行った。

## 第2 監査の結果

### 1 監査の結果の概要

財政的援助団体及び出資団体における出納その他の事務並びに公の施設の管理は、それぞれの目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において、次に述べるように、指摘事項等が認められたので、団体及び所管課に対し是正又は改善を要する旨の通知を行った。

このほか、軽易な事項については、団体及び所管課に対し指導を行った。

区別指摘事項及び検討事項の件数

区分	令和7年度										合計	
	財政的援助			出 資			公の施設の管理					
	団体	所管課	計	団体	所管課	計	団体	所管課	計			
重要な指摘事項	1	2	3	0	0	0	0	0	0	3		
その他指摘事項	14	10	24	2	1	3	1	3	4	31		
検討事項	1	6	7	0	0	0	0	0	0	7		
合 計	16	18	34	2	1	3	1	3	4	41		

重要な指摘事項 … 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等、一般に公表することが相当と認められるもの。

その他指摘事項 … 違法又は不当な事項で、重要な指摘事項には該当しないが、一般に公表することが相当と認められるもの。

検 討 事 項 … 指摘事項には該当しないが、検討を要する事項で、一般に公表することが相当と認められるもの。

## 2 重要な指摘事項

### (1)財政的援助団体関係

#### ①SSP単独寮運営費補助金

団体名:太良をふるさとにしてもらう会  
所管課:SAGAスポーツピラミッド推進チーム

#### (所管課に対するもの)

○補助金事務に關し、適正でないものがあった。

実績報告に際し、補助対象外経費である調理員が非番の日に寮生に提供する弁当の購入費用が補助対象経費に含まれており、また、調理員の入件費が計算誤りにより過大に計上されていたが、そのまま受理し、過大に補助金を交付していた。

なお、補助目的である適切な寮運営を行ううえで、寮生に毎日の食事を提供するための調理員非番日の弁当購入経費も補助対象となりうると思われる。今後、補助事業者と密接に連絡を取り、補助事業を実施するためにどのような経費が必要となるかを検討し、補助金交付要綱の改正等適切に対応されたい。

#### <補助対象経費及び補助金の過大額>

使 途	補助対象経費の額	補 助 金 額
寮生用の弁当購入費	101,200 円	101,000 円
調 理 員 人 件 費	7,000 円	7,000 円
合 計	108,200 円	108,000 円

#### ②令和5年度佐賀県工場等立地促進補助金

団体名:株式会社せんちゃんフーズ  
所管課:企業立地課

#### (団体に対するもの)

○実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあった。

補助金額の算定基礎となる投資額のうち、償却資産分について、家屋分と重複しているものがあり、過大に補助金を受領していた。

・重複していた投資額 409,578,633 円  
・過大補助金受領額 32,766,000 円 (※投資額×8%)

#### (所管課に対するもの)

○補助金事務に關し、適正でないものがあった。

補助金額の算定基礎となる投資額のうち、償却資産分について、家屋分と重複して

いる部分があり、補助対象経費が過大に算定された実績報告書を十分に確認せず、補助金の額の確定を行い、過大に補助金を交付していた。

### 3 その他指摘事項・検討事項

#### (1)財政的援助団体関係(その他指摘事項:24 件、検討事項:7 件)

##### ①団体に対するもの(その他指摘事項:14 件、検討事項:1 件)

- ・補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないもの(7 件)
- ・実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているもの(1 件)
- ・補助事業に係る契約事務に関し、適正でないもの(2 件)
- ・補助事業に係る物品の管理に関し、適正でないもの(1 件)
- ・補助事業に係る経理処理に関し、検討を要するもの(1 件)
- ・負担事業に係る物品の管理に関し、適正でないもの(2 件)
- ・負担事業に係る収入事務に関し、適正でないもの(1 件)

##### ②所管課に対するもの(その他指摘事項:10 件、検討事項:6 件)

- ・補助金事務に関し、検討を要するもの(6 件)
- ・補助金事務に関し、適正でないもの(8 件)
- ・補助事業に係る団体への指導に関し、適切でないもの(2 件)

#### (2)出資団体関係(その他指摘事項:3 件)

##### ①団体に対するもの(その他指摘事項:2 件)

- ・財産管理に関し、適正でないもの(2 件)

##### ②所管課に対するもの(その他指摘事項:1 件)

- ・財産管理に関し、適正でないもの(1 件)

#### (3)公の施設の指定管理者関係(その他指摘事項:4 件)

##### ①団体に対するもの(その他指摘事項:1 件)

- ・提案型事業の事務処理に関し、適正でないもの(1 件)

##### ②所管課に対するもの(その他指摘事項:3 件)

- ・指定管理に係る事務に関し、適正でないもの(3 件)

### 4 監査対象団体及び所管課ごとの監査結果

監査対象団体及び所管課ごとの監査結果は、9 ページ以降に記載している。

### 第3 意見事項

令和7年6月から令和8年1月までの間に財政的援助団体等に対して行った監査結果については、前記「第2 監査の結果」のとおりである。これらの監査結果を踏まえ、以下のとおり意見を述べる。今後の行政運営及び業務管理に当たり十分留意され、所要の改善措置について検討・実施されたい。

#### 1 財政的援助団体に関するもの

県は、公益上必要がある場合において補助金等を交付していることから、交付等に係る事務手続についても広く県民の理解が得られるよう、県、団体ともに適切に実施する必要がある。

個々の事務手続は、補助金交付要綱及び要領等により規定されているが、今回の監査においても、補助金交付要綱等の不備が散見された。具体的には、補助対象事業の範囲が不明確なもの、補助対象要件を満たしているか実績報告の様式等では十分に確認できないもの、様式に誤りがあるものなどで、これまでの監査においても繰り返し指摘してきたところである。県は、要綱等で定める手続と実際の運用との間に齟齬が生じていないか留意し、必要に応じて様式等を見直すとともに、今後の要綱等の制定やその改正の際には、関係法令、国等からの通知、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県補助金等交付要綱準則等を確認するなど、適切に対応されたい。

また、団体が実績報告書において補助対象経費を重複して計上していたもの、補助対象経費を過大に報告していたもの等があり、その結果、県が多額の補助金を過大交付した事案もあった。県は、実績報告書の審査を適切に実施するとともに、特に組織が脆弱な団体や補助金等事務に不慣れな団体に対しては、よりきめ細かな指導、支援を行うなどして、再発防止を図られたい。

さらに、要綱に定める報告が期限内に団体から提出されていなかったが、県からの督促等がなされていないものがあった。県は、補助金等交付事業の進捗管理を確実に行い、報告文書等について団体への指導を適切に行われたい。

加えて、組織的なチェック体制の整備並びに職員個々の補助金等事務に係る知識及び実務能力の向上についても努められたい。

#### 2 出資団体に関するもの

県は、行政の補完的な役割を担う団体等に対して、公益上の必要性の観点から出資を行っている。これらの出資団体には、公的な団体として、不祥事など様々なリスクを防止する内部統制の整備と、事業を安定的に継続して実施できる財務健全性が求められる。

監査結果をみると、事業の継続性に疑義がある団体はなかったものの、団体の内部規程に定める事務処理を怠っているもの、県との賃貸借契約書に基づき使用している県有財産について県の承認を受けずに原状変更しているもの、県もそれを知りながら契約書に定める必要な手続を怠っているものがあった。

県は、団体に貸与している県有財産について契約書に定める事務を適切に行うとともに、団体運営や事業活動が適正に実施され、出資目的が果たされるよう、団体を指導、監督されたい。

### 3 公の施設の指定管理者に関するもの

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間のノウハウを活用することによる、施設サービスの向上及び利用の活発化並びに経費の節減等を目的として導入されたものであり、県は制度の趣旨に沿って、指定管理者に対する適切な監督や相互協力を通じて、公の施設が最大限活用されるよう努める必要がある。

監査結果をみると、指定管理者が作成する指定管理業務に係る収支予算書の記載に誤りがあるものや、県が指定管理者との協定書で指定管理者から受理したときに公表することとされている事業報告を公表していないものがあった。

県は、協定書で定める手続を適切に行うとともに、全てを指定管理者任せにするのではなく、管理の実態を十分に把握しながら必要な指導、監督及び相互協力をを行い、公の施設の設置目的が効果的に達成されるよう努められたい。

### 4 まとめ

今回の監査では、全体の指摘件数は41件で、うち「重要な指摘」の数は3件となっている。

指摘事項の中には、団体が県に提出した実績報告書において補助対象外の経費を補助対象経費に含めていたもの、補助対象経費を重複して計上していたもの、団体が県の承認を得ずに県から貸与を受けている財産の原状変更を行っていたもの、県もそれを知りながら必要な手続を怠っていたもの等、県、団体ともに通常期待される程度の注意義務を果たしていれば未然に防止できたと思われる事案が散見された。県、団体双方の組織マネジメント力の向上、担当者の資質向上等に取り組む必要がある。

特に財政的援助団体は、規模や組織形態が様々であり、事務の体制が必ずしも整備されておらず、また補助金等事務に不慣れな団体もある。県は、これら団体の事情を踏まえながら、よりきめ細かな指導や支援を適切になされたい。

財政的援助団体、出資団体、公の施設の指定管理者のいずれにおいても、法令違反その他の不祥事が生じた場合、県に対する県民の信頼が著しく損なわれてしまう。そのような事態に陥らないよう、必要な措置を講じ、また行政運営及び業務管理の改善に向けて、本報告書を参考・活用されたい。



## 監査対象団体ごとの監査結果



## 1 財政的援助団体

団 体 名	学校法人佐賀清和学園		
所 在 地	佐賀市兵庫北二丁目 14-1		
監査執行年月日	令和7年10月7日		
監査執行者	監査委員 荒木 敏也 指山 清範		
財政的援助等の内容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助金
		補助対象事業費	1,030,262,000 円
		補助金交付額	480,168,000 円
		補 助 金 名	佐賀県私立高等学校運営費補助金(魅力づくり枠加算)
		補助対象事業費	2,998,540 円
		補助金交付額	2,998,000 円
		補 助 金 名	佐賀県私立高等学校等入学金等減免補助金
		補助対象事業費	16,380,000 円
		補助金交付額	4,029,000 円
		補 助 金 名	SSP私立高等学校スポーツ指導者確保支援事業費補助金
所 管 課	補助対象事業費		
	3,993,760 円		
監 査 の 結 果	補助金交付額		
	3,993,000 円		

団 体 名	学校法人佐賀理容美容専門学校		
所 在 地	佐賀市伊勢町 4-4		
監査執行年月日	令和7年9月16日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県私立専門学校修学支援事業補助金
		補助対象事業費	11,356,500 円
		補助金交付額	11,356,500 円
所 管 課	法務私学課(私立中高・専修学校支援室)		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団体名	学校法人引地学園		
所在地	唐津市桜馬場 1309-1		
監査執行年月日	令和7年8月7日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀県私立専修学校高等課程運営費補助金
		補助対象事業費	10,332,013 円
		補助金交付額	4,373,000 円
所管課	法務私学課(私立中高・専修学校支援室)		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団体名	三愛アビエーションサービス株式会社		
所在地	佐賀市川副町犬井道 9476-187		
監査執行年月日	令和7年7月14日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀空港給油体制強化事業費補助金
		補助対象事業費	6,089,644 円
		補助金交付額	6,089,644 円
所管課	空港課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団体名	JR九州バス株式会社								
所在地	福岡市博多区堅粕二丁目 22-2								
監査執行年月日	令和7年6月25日(書面による監査)								
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹								
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀県バス運行対策費補助金 (路線維持費補助金)						
		補助対象事業費	31,100,000円						
		補助金交付額	15,550,000円						
		補助金名	佐賀県バス運行対策費補助金 (車両減価償却費等補助金)						
		補助対象事業費	4,398,000円						
		補助金交付額	2,199,000円						
所管課	交通政策課(地域交通システム室)								
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部是正又は改善を要するものがあった。</p> <p>【佐賀県バス運行対策費補助金(車両減価償却費等補助金)関係】</p> <p>(1) 補助事業に係る県への報告等に關し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額は、補助対象車両の車両価格及び付属品の合計額(ただし、上限額あり)に減価償却率等を乗じて算出することとされているところ、補助対象とならない付属品額を一部含んだ誤った車両価格で交付申請していた。なお、補助金額に影響は出なかった。</p> <p>・補助対象車両価格</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">(正)</td> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">(誤)</td> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">(差額)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15,539,308円</td> <td style="text-align: center;">15,761,435円</td> <td style="text-align: center;">222,127円</td> </tr> </table>			(正)	(誤)	(差額)	15,539,308円	15,761,435円	222,127円
(正)	(誤)	(差額)							
15,539,308円	15,761,435円	222,127円							

団体名	太良をふるさとにしてもらう会														
所在地	藤津郡太良町多良 1486														
監査執行年月日	令和7年6月19日(書面による監査)														
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹														
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	SSP単独寮運営費補助金												
		補助対象事業費	5,856,650 円												
		補助金交付額	5,856,000 円												
所管課	SAGAスポーツピラミッド推進チーム														
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部是正又は改善を要するものがあった。</p> <p>(1) 実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあった。</p> <p>寮生への食事提供については、毎日調理員が調理し提供しているが、調理員が非番の日は適切な寮運営の観点から、弁当を購入・提供している。しかし補助金交付要綱上、弁当購入費は補助対象外経費であるにもかかわらず補助対象経費として実績報告を行っていた。</p> <p>また、補助対象経費である調理員の1日分の人件費を計算誤りにより過大に計上していた。</p> <p>以上のことから、過大に補助金を受領していた。</p> <p>&lt;補助対象経費及び補助金の過大額&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使途</th> <th>補助対象経費の額</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寮生用の弁当購入費</td> <td>101,200 円</td> <td>101,000 円</td> </tr> <tr> <td>調理員人件費</td> <td>7,000 円</td> <td>7,000 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>108,200 円</td> <td>108,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			使途	補助対象経費の額	補助金額	寮生用の弁当購入費	101,200 円	101,000 円	調理員人件費	7,000 円	7,000 円	合計	108,200 円	108,000 円
使途	補助対象経費の額	補助金額													
寮生用の弁当購入費	101,200 円	101,000 円													
調理員人件費	7,000 円	7,000 円													
合計	108,200 円	108,000 円													

団体名	株式会社サードプレイス		
所在地	佐賀市城内一丁目 15-23		
監査執行年月日	令和7年7月7日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀県リサイクル産業育成支援事業費補助金
		補助対象事業費	13,300,000 円
		補助金交付額	8,866,666 円
所管課	循環型社会推進課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団体名	伊万里・有田地区医療福祉組合		
所在地	西有田郡有田町二ノ瀬甲 860		
監査執行年月日	令和7年7月3日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀県医師少数区域等における認定医師の勤務推進事業補助金
		補助対象事業費	3,444,922 円
		補助金交付額	3,272,000 円
		補助金名	令和5年度佐賀県がん診療病院施設設備整備費補助金
		補助対象事業費	11,330,000 円
		補助金交付額	5,665,000 円
所管課	医務課、健康福祉政策課(がん撲滅特別対策室)		
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部是正又は改善を要するものがあった。</p> <p>【令和5年度佐賀県がん診療病院施設設備整備費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業に係る県への報告等に關し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金交付要綱において提出が求められている、仕入税額控除額に関する報告がなされていなかった。</p>		

団体名	医療法人陽明会		
所在地	嬉野市塩田町馬場下甲1		
監査執行年月日	令和7年7月3日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀県新興感染症対応力強化事業(協定締結医療機関設備整備事業)補助金
		補助対象事業費	10,255,000円
		補助金交付額	10,255,000円
所管課	健康福祉政策課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団体名	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	
所在地	佐賀市嘉瀬町中原 400	
監査執行年月日	令和7年9月11日(書面による監査)	
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹	
補助金	補助金名	佐賀県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金
	補助対象事業費	25,532,761 円
	補助金交付額	20,753,000 円
	補助金名	佐賀県地域医療勤務環境改善体制整備特別事業補助金
	補助対象事業費	6,509,865 円
	補助金交付額	6,509,000 円
	補助金名	佐賀県救命救急センター機能強化事業費補助金
	補助対象事業費	18,925,273 円
	補助金交付額	7,500,000 円
	補助金名	佐賀県ドクターヘリ運航事業費補助金
負担金	補助対象事業費	9,260,259 円
	補助金交付額	5,119,000 円
	負担金名	佐賀県医療センター好生館運営費負担金
	負担事業費	1,803,138,247 円
	負担金交付額	1,803,138,247 円
	負担金名	佐賀県医療センター好生館運営費負担金(身近な医療提供支援)
	負担事業費	20,617,800 円
	負担金交付額	20,617,800 円
	負担金名	佐賀県医療センター好生館運営費負担金(看護学院)
	負担事業費	172,486,865 円
貸付金	負担金交付額	172,486,865 円
	負担金名	高等教育修学支援事業費負担金(看護学院)
	負担事業費	3,139,250 円
	負担金交付額	3,139,250 円
	貸付事業名	佐賀県医療センター好生館貸付金
	貸付事業費	490,004,900 円
	貸付金交付額	489,000,000 円
	令和6年度末残高	11,681,502,464 円

		貸付事業名	佐賀県医療センター好生館移行前病院事業債債務						
		貸付事業費	467,790,674 円						
		貸付金交付額	467,790,674 円						
		令和6年度末残高	467,790,674 円						
	出資団体	基本財産	2,316,978,749 円						
		出資額	2,316,978,749 円						
		出資率	100.0 %						
所管課	健康福祉政策課(がん撲滅特別対策室)、医務課(医療人材政策室)								
監査の結果	<p>1 拠助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部是正又は改善を要するものがあった。</p> <p>【佐賀県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金関係】</p> <p>(1) 拠助事業に係る県への報告等に關し、適正でないものがあった。</p> <p>実績報告書に記載した対象経費の実支出額が誤っていた。なお、対象経費実支出額と基準額を比較して少ないほうの額が補助金額となり、基準額が実支出額を下回っていることから、補助金額に影響は出なかった。</p> <p>・対象経費実支出額</p> <table> <thead> <tr> <th>(正)</th> <th>(誤)</th> <th>(差額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26,206,060 円</td> <td>26,414,160 円</td> <td>208,100 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 拠助事業は計画どおり完了し、交付された拠助金は、拠助目的に沿い執行されていた。</p> <p>3 拠付事業は、拠付目的に沿い執行されており、拠付金は、県に対する負債として適正に管理されていた。</p> <p>4 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p>			(正)	(誤)	(差額)	26,206,060 円	26,414,160 円	208,100 円
(正)	(誤)	(差額)							
26,206,060 円	26,414,160 円	208,100 円							

団体名	社会医療法人祐愛会		
所在地	鹿島市高津原 4306		
監査執行年月日	令和7年7月1日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀県回復期機能病床整備事業費補助金
		補助対象事業費	142,395,000円
		補助金交付額	55,612,000円
		補助金名	佐賀県地域医療介護総合確保基金事業(介護施設等整備事業)補助金
		補助対象事業費	46,118,596円
		補助金交付額	15,372,000円
所管課	医務課、長寿社会課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団体名	医療法人力武医院		
所在地	佐賀市神野東二丁目 4-22		
監査執行年月日	令和7年6月5日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀県人工透析等対応医療機関自家発電設備整備費補助金
		補助対象事業費	37,830,870円
		補助金交付額	18,172,000円
所管課	医務課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団体名	社会福祉法人聖仁会		
所在地	杵島郡大町町福母 3031-1		
監査執行年月日	令和7年7月7日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	令和5年度佐賀県地域医療介護総合確保基金事業(介護施設等整備事業)補助金
		補助対象事業費	44,216,937 円
		補助金交付額	14,738,000 円
		補助金名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金
		補助対象事業費	19,900,000 円
		補助金交付額	12,242,000 円
所管課	長寿社会課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団体名	公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団		
所在地	佐賀市神野東二丁目 6-1		
監査執行年月日	令和7年10月7日		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀県ゆめさが・地域活動支援事業費補助金
		補助対象事業費	8,976,000円
		補助金交付額	8,976,000円
		補助金名	佐賀県元気高齢者社会参加活動推進事業費補助金
		補助対象事業費	3,921,000円
		補助金交付額	3,921,000円
		補助金名	佐賀県生涯現役・介護の仕事理解促進事業費補助金
		補助対象事業費	4,803,063円
		補助金交付額	4,615,000円
		補助金名	佐賀県明るい長寿社会づくり推進事業費補助金
出資団体		補助対象事業費	44,948,000円
		補助金交付額	44,948,000円
		基本財産	210,000,000円
所管課		出資額	200,000,000円
		出資率	95.2%
監査の結果	<p>1 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。</p> <p>2 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p>		

団体名	社会福祉法人ともしび		
所在地	佐賀市鍋島町森田 2075-1		
監査執行年月日	令和7年9月4日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金
		補助対象事業費 (うち5年度からの繰越)	88,430,713円 (88,430,713円)
		補助金交付額 (うち5年度からの繰越)	39,100,000円 (39,100,000円)
所管課	障害福祉課		
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部是正又は改善を要するものがあった。</p> <p>(1) 補助事業に係る契約事務に關し、適正でないものがあった。</p> <p>補助事業に係る請負工事の入札において、予定価格が作成されていなかった。</p>		

団体名	社会福祉法人蓮花の会		
所在地	杵島郡白石町新拓 1481		
監査執行年月日	令和7年6月10日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金
		補助対象事業費	87,152,656円
		補助金交付額	33,100,000円
所管課	障害福祉課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団体名	佐賀県青少年育成県民会議		
所在地	佐賀市城内一丁目1-59		
監査執行年月日	令和7年6月27日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀県子ども・若者育成支援推進事業費補助金
		補助対象事業費	7,224,424円
		補助金交付額	5,518,603円
所管課	こども未来課		
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部是正又は改善を要するものがあった。</p> <p>(1) 補助事業に係る県への報告等に關し、適正でないものがあった。</p> <p>補助事業の完了前に実績報告書を提出していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業完了日:令和7年3月31日</li> <li>・実績報告書提出日:令和7年3月28日</li> </ul>		

団体名	学校法人明善学園		
所在地	神埼郡吉野ヶ里町吉田1074-2		
監査執行年月日	令和7年6月3日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助金
		補助対象事業費	2,849,984円
		補助金交付額	2,849,000円
所管課	こども未来課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団体名	学校法人宝和学園		
所在地	佐賀市天祐一丁目 15-6		
監査執行年月日	令和7年8月26日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助金
		補助対象事業費	3,094,236 円
		補助金交付額	3,094,000 円
所管課	こども未来課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団体名	かみぞのホーム		
所在地	佐賀市神園 2-10-26		
監査執行年月日	令和7年6月10日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀県ファミリーホーム運営体制強化事業補助金
		補助対象事業費	4,684,721 円
		補助金交付額	4,155,000 円
所管課	こども家庭課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団体名	社会福祉法人慈恵会		
所在地	佐賀市金立町金立 3931		
監査執行年月日	令和7年10月6日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀県児童家庭支援センター運営事業費補助金
		補助対象事業費	18,048,346 円
		補助金交付額	17,722,000 円
所管課	こども家庭課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団体名	FoodStock株式会社		
所在地	佐賀市駅前中央一丁目 8-32		
監査執行年月日	令和7年9月22日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀県Startup Launch事業化補助金
		補助対象事業費	4,979,255 円
		補助金交付額	4,979,000 円
所管課	産業政策課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団体名	佐賀商工会議所		
所在地	佐賀市白山二丁目 1-12		
監査執行年月日	令和7年10月17日		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 指山 清範		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金
		補助対象事業費	83,101,641 円
		補助金交付額	70,139,723 円
		補助金名	S-1プロジェクト事業費補助金
		補助対象事業費	24,480,000 円
		補助金交付額	24,480,000 円
所管課	産業政策課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団体名	小城商工会議所		
所在地	小城市小城町 253-21		
監査執行年月日	令和7年8月26日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金
		補助対象事業費	48,998,962 円
		補助金交付額	38,961,240 円
所管課	産業政策課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団体名	株式会社日本アウトソーシングセンター		
所在地	大阪府大阪市北区西天満五丁目 10-17		
監査執行年月日	令和7年7月16日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	令和5年度佐賀県ビジネス立地促進補助金
		補助対象事業費	13,561,519 円
		補助金交付額	11,100,000 円
所管課	企業立地課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団体名	株式会社せんちゃんフーズ		
所在地	三養基郡みやき町原古賀 6022		
監査執行年月日	令和7年6月13日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	令和5年度佐賀県工場等立地促進補助金
		補助対象事業費	1,890,694,152 円
		補助金交付額	169,255,000 円
所管課	企業立地課		
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部是正又は改善を要するものがあった。</p> <p>(1) 実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあった。</p> <p>補助金額の算定基礎となる投資額のうち、償却資産分について、家屋分と重複しているものがあり、過大に補助金を受領していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重複していた投資額 409,578,633 円</li> <li>・過大補助金受領額 32,766,000 円 (※投資額×8%)</li> </ul>		

団体名	公益社団法人佐賀県シルバー人材センター連合会		
所在地	佐賀市本庄町袋 246-1		
監査執行年月日	令和7年7月14日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀県シルバー人材センター連合会事業費補助金
		補助対象事業費	26,651,801 円
		補助金交付額	12,639,000 円
所管課	産業人材課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団体名	鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会								
所在地	三養基郡上峰町坊所 383-1								
監査執行年月日	令和7年6月25日(書面による監査)								
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹								
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金						
		補助対象事業費	7,372,000円						
		補助金交付額	3,736,000円						
所管課	生産者支援課								
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部是正又は改善を要するものがあった。</p> <p>(1) 補助事業に係る県への報告等に關し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響は出なかったものの、補助金変更交付申請書における補助対象経費が過大に算定されていた。また、実績報告書に補助対象経費の精算額が記載されていなかった。</p> <p>・補助金変更交付申請書における補助対象経費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">(正)</td> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">(誤)</td> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">(差額)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7,372,000円</td> <td style="text-align: center;">7,472,000円</td> <td style="text-align: center;">100,000円</td> </tr> </table>			(正)	(誤)	(差額)	7,372,000円	7,472,000円	100,000円
(正)	(誤)	(差額)							
7,372,000円	7,472,000円	100,000円							

団体名	公益社団法人佐賀県農業公社		
所在地	佐賀市八丁畷町 8-1		
監査執行年月日	令和7年10月9日		
監査執行者	監査委員 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀県農業構造改革支援事業費補助金
		補助対象事業費	91,808,186 円
		補助金交付額	89,392,000 円
		補助金名	佐賀県農地売買支援対策費補助金
		補助対象事業費	9,826,196 円
		補助金交付額	9,734,000 円
		補助金名	就農支援資金貸付等事業費補助金
		補助対象事業費	6,506,075 円
		補助金交付額	6,500,000 円
		補助金名	佐賀県園芸団地整備・運営支援事業費補助金
	出資団体	補助対象事業費	15,150,751 円
		補助金交付額	14,864,000 円
		基本財産	21,120,000 円
		出資額	10,600,000 円
		出資率	50.2 %
		(特定鉱害復旧事業関係) 基本財産	632,850,000 円
所管課		出資額	155,681,000 円
		出資率	24.6 %
監査の結果	<p>1 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部是正又は改善を要するものがあった。</p> <p>【佐賀県農業構造改革支援事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業に係る県への報告等に關し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金に係る仕入れに係る消費税相当額がない場合であっても、その状況等について補助金の額の確定の日の翌年5月30日までに報告をする旨、補助金交付要綱において定められているところ、報告がなされていなかった。</p> <p>2 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p>		

団体名	佐賀県農業協同組合大和町みかん生産組合		
所在地	佐賀市大和町川上 5401-2		
監査執行年月日	令和7年7月23日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	果樹産地活性化対策事業費(産地活性化対策)補助金
		補助対象事業費	24,086,162 円
		補助金交付額	6,862,000 円
所管課	園芸農産課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団体名	一般社団法人佐賀県畜産公社		
所在地	多久市南多久町下多久 4127		
監査執行年月日	令和7年7月29日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀牛等輸出促進対策事業費補助金
		補助対象事業費	192,021,980 円
		補助金交付額	88,724,000 円
	出資団体	基本財産	312,100,000 円
		出資額	96,000,000 円
		出資率	30.8 %
所管課	畜産課		
監査の結果	<p>1 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部是正又は改善を要するものがあった。</p> <p>(1) 補助事業に係る県への報告等に關し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金変更承認申請書及び実績報告書の添付書類中、事業内容の欄に記載誤りがあり、所管課から修正指示があったが、一部修正が漏れていた。なお、補助金額に影響は出なかった。</p> <p>①枝肉品質への影響緩和の取組に要する経費 R6. 5月分差損額実績、差損額合計</p> <p>②輸出対応型牛処理施設の稼働に伴う掛かり増し経費 光熱費の計算式の数値</p> <p>2 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 財産管理に關し、適正でないものがあった。</p> <p>県から団体に貸与されている佐賀県食肉センターの物件について、老朽化に伴う以下の改修・更新工事を、団体が経費を負担し行っているが、県有財産賃貸借契約書に定める、賃貸借物件の原状変更に係る県承認を受けていなかった。</p> <p>・排水処理施設 1号機脱水機オーバーホール工事 ほか 5件</p>		

団体名	公益社団法人佐賀県畜産協会		
所在地	佐賀市栄町 2-1		
監査執行年月日	令和7年7月18日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀県肉用牛肥育経営安定特別対策事業費補助金
		補助対象事業費	194,871,000円
		補助金交付額	32,049,550円
	負担金	負担金名	令和5年度佐賀県獣医師養成確保修学資金給付事業負担金
		負担事業費	15,120,000円
		負担金交付額	7,560,000円
	出資団体	基本財産	159,572,000円
		出資額	77,500,000円
		出資率	48.6%
所管課	畜産課		
監査の結果	<p>1 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。</p> <p>2 負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿い執行されていた。</p> <p>3 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p>		

団体名	大浦地区土地改良区		
所在地	藤津郡太良町大浦丁 321-1		
監査執行年月日	令和7年9月25日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金(令和5年度)
		補助対象事業費 (うち4年度からの繰越)	10,430,200円 (8,470,000円)
		補助金交付額 (うち4年度からの繰越)	7,301,140円 (5,929,000円)
所管課	農地整備課		
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部是正又は改善を要するものがあった。</p> <p>(1) 補助事業に係る契約事務に關し、適正でないものがあった。</p> <p>① 補助金交付要綱で、補助事業に係る契約は、「佐賀県ローカル発注促進要領」のとおり県内企業と契約するように努めることとされており、前記要領の中で、元請企業が県外の下請企業と契約を締結する場合は、理由書を元請企業から受領し、速やかに県に提出することとされているが、元請企業が県外の下請企業と契約していたにもかかわらず理由書が提出されていなかった。</p> <p>② 工事の発注に際し、監督員の氏名を相手方に文書で通知していなかった。また、工事の一部を下請業者が施工するにあたって、下請承認の手続きが取られていなかった。</p>		

団体名	諸富土地改良区		
所在地	佐賀市諸富町為重 529-5		
監査執行年月日	令和7年9月4日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金
		補助対象事業費	10,000,000円
		補助金交付額	6,500,000円
所管課	農地整備課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団体名	佐賀県森林組合連合会		
所在地	佐賀市本庄町本庄 278-4		
監査執行年月日	令和7年6月23日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀県県産木材生産拡大高性能林業機械レンタル支援事業費補助金
		補助対象事業費	3,651,250円
		補助金交付額	3,624,000円
所管課	林業課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団体名	佐賀中部森林組合		
所在地	多久市東多久町別府 2378-3		
監査執行年月日	令和7年7月31日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀県造林事業補助金
		補助対象事業費	31,611,300円
		補助金交付額	14,415,400円
所管課	林業課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団体名	佐賀県山林種苗緑化協同組合		
所在地	佐賀市本庄町本庄 278-4		
監査執行年月日	令和7年6月19日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	サガシスギの森林100年構想事業補助金
		補助対象事業費	5,535,520 円
		補助金交付額	4,705,000 円
所管課	林業課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団体名	佐賀県漁業就業者支援協議会		
所在地	唐津市唐房六丁目 4948-23		
監査執行年月日	令和7年7月31日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀県新規漁業就業者支援事業費補助金
		補助対象事業費	6,855,969 円
		補助金交付額	6,855,969 円
所管課	水産課		
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部是正又は改善を要するものがあった。</p> <p>(1) 補助事業に係る物品の管理に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金の交付の条件として整理保管することとされている財産管理台帳について、補助事業により取得した財産の一部が記載されていなかった。</p> <p>(2) 補助事業に係る経理処理に関し、検討を要するものがあった。</p> <p>当団体では国の補助事業も実施しているが、電話代等の共通的に発生する経費について、国と県の補助事業でどのように按分して実績額として計上するかが不明確となっている。共通経費については各事業費の割合で按分するなど、合理的な方法で実績額として計上することを検討された。</p>		

団体名	株式会社峰組		
所在地	杵島郡江北町山口 1398-1		
監査執行年月日	令和7年7月9日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀県建設業DX加速化事業補助金
		補助対象事業費	5,388,000 円
		補助金交付額	3,000,000 円
所管課	建設・技術課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団体名	佐賀県人権・同和教育研究協議会		
所在地	佐賀市大和町川上 927		
監査執行年月日	令和7年9月18日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	佐賀県人権・同和教育研究協議会活動事業費補助金
		補助対象事業費	10,209,112 円
		補助金交付額	6,299,000 円
所管課	学校教育課(人権・同和教育室)		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団体名	佐賀県高等学校体育連盟		
所在地	佐賀市南佐賀三丁目 11-15		
監査執行年月日	令和7年9月2日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	補助金	補助金名	全国高等学校総合体育大会派遣事業費補助金
		補助対象事業費	26,249,204 円
		補助金交付額	6,000,000 円
		補助金名	佐賀県高等学校総合体育大会開催事業費補助金
		補助対象事業費	18,478,186 円
		補助金交付額	4,800,000 円
所管課	保健体育課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。		

団体名	佐賀県唐津港利用促進協議会	
所在地	唐津市西城内 1-1	
監査執行年月日	令和7年7月29日(書面による監査)	
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹	
財政的援助等の内容	負担金	負担金名
		佐賀県唐津港利用促進協議会負担金
		負担事業費 13,789,739 円
所管課	負担金交付額	4,350,000 円
	港湾課	
	監査の結果	
<p>負担事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部是正又は改善を要するものがあった。</p> <p>(1) 負担事業に係る物品の管理に関し、適正でないものがあった。</p> <p>令和6年度に負担金事業で大型テントを5,400千円で購入しているが、協議会会計規程に備品の管理に関する規定がなかった。また、同テントの備品台帳はあるが、備品台帳の様式が会計規程に定められていなかった。</p> <p>(2) 負担事業に係る収入事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>イベントに参加し食品を販売しているが、販売収入について会計規程に定める収入の決定が行われていなかった。</p> <p>また、会計規程で金銭を収入したときは、速やかに取扱金融機関に預金しなければならないと規定されているが、食品の販売収入の収納手続きが遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年11月9日、10日 食品を販売、210,000円現金収納</li> <li>・令和7年3月28日 210,000円預金通帳振込</li> </ul>		

団体名	「肥前窯業圏」活性化推進協議会		
所在地	佐賀市城内一丁目1-59		
監査執行年月日	令和7年8月5日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	負担金	負担金名	令和6年度「肥前窯業圏」活性化推進協議会負担金
		負担事業費	12,035,000円
		負担金交付額	3,000,000円
所管課	文化課		
監査の結果	<p>負担事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部是正又は改善を要するものがあった。</p> <p>(1) 負担事業に係る物品の管理に関し、適正でないものがあった。</p> <p>負担事業で購入した販売用の物品の在庫管理簿について、集計計算の誤りや、配布数の内訳及び不良品として処理した数の記載漏れがあった。</p>		

団体名	佐賀県競技力向上推進本部 (現 SAGAアスリート育成強化推進本部)		
所在地	佐賀市城内一丁目1-59		
監査執行年月日	令和7年10月15日		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 指山 清範		
財政的援助等の内容	負担金	負担金名	佐賀国スポ選手等強化費負担金
		負担事業費	418,501,000円
		負担金交付額	418,501,000円
	負担金	負担金名	全国障害者スポーツ大会選手等強化費負担金
		負担事業費	19,689,000円
		負担金交付額	19,689,000円
所管課	アスリート育成支援チーム、スポーツムーブメントチーム		
監査の結果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿い執行されていた。		

団体名	SAGA2024実行委員会		
所在地	佐賀市城内一丁目1-59		
監査執行年月日	令和7年8月7日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	負担金	負担金名	SAGA2024実行委員会令和6年度負担金
		負担事業費	5,709,925,812円
		負担金交付額	5,709,925,812円
所管課	SAGAスポーツピラミッド推進チーム		
監査の結果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿い執行されていた。		

団体名	佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議		
所在地	佐賀市城内一丁目1-59		
監査執行年月日	令和7年7月1日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	負担金	負担金名	佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議負担金
		負担事業費	5,503,000円
		負担金交付額	3,904,000円
所管課	脱炭素社会推進課		
監査の結果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿い執行されていた。		

団体名	“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会		
所在地	佐賀市城内一丁目1-59		
監査執行年月日	令和7年10月23日		
監査執行者	監査委員 荒木 敏也		
財政的援助等の内容	負担金	負担金名	“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会負担金
		負担事業費	23,835,601円
		負担金交付額	12,000,000円
所管課	流通・貿易課		
監査の結果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿い執行されていた。		

団体名	佐賀県酒類輸出促進協議会		
所在地	佐賀市城内一丁目1-59		
監査執行年月日	令和7年6月3日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	負担金	負担金名	佐賀県酒類輸出促進協議会負担金
		負担事業費	2,673,972円
		負担金交付額	1,969,066円
所管課	流通・貿易課		
監査の結果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿い執行されていた。		

団体名	第26回全国農業担い手サミットinさが実行委員会		
所在地	佐賀市城内一丁目1-59		
監査執行年月日	令和7年6月27日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	負担金	負担金名	全国農業担い手サミットinさが負担金
		負担事業費	69,238,630円
		負担金交付額	25,547,000円
所管課	農業経営課		
監査の結果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿い執行されていた。		

団体名	令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県実行委員会		
所在地	佐賀市城内一丁目1-59		
監査執行年月日	令和7年9月9日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	負担金	負担金名	令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県実行委員会負担金
		負担事業費	414,940,500円
		負担金交付額	363,748,592円
所管課	保健体育課		
監査の結果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿い執行されていた。		

団体名	佐賀県道路公社		
所在地	佐賀市八丁畷町 8-1		
監査執行年月日	令和7年8月28日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	貸付金	貸付事業名	有料道路運営資金貸付金
		貸付事業費	449,762,992 円
		貸付金交付額	449,762,992 円
		令和6年度末残高	449,762,992 円
	債務保証	債務保証事業名	佐賀県道路公社事業資金債務保証
		令和6年度末保証残高	269,999,999 円
	出資団体	基本財産	9,890,000,000 円
		出資額	7,490,000,000 円
		出資率	75.7 %
所管課	道路課		
監査の結果	<p>1 貸付事業は、貸付目的に沿い執行されており、貸付金は、県に対する負債として適正に管理されていた。</p> <p>2 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p>		

## 2 出資団体

団 体 名	公益財団法人佐賀県芸術文化協会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目 1-59		
監 査 執 行 年 月 日	令和 7 年 7 月 11 日(書面による監査)		
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	出資団体	基 本 財 産	156,087,223 円
		出 資 額	124,232,000 円
		出 資 率	79.6 %
所 管 課	文化課		
監 査 の 結 果	経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。		

団 体 名	公益財団法人佐賀県健康づくり財団		
所 在 地	佐賀市水ヶ江一丁目 12-10		
監 査 執 行 年 月 日	令和 7 年 7 月 16 日(書面による監査)		
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	出資団体	基 本 財 産	10,000,000 円
		出 資 額	4,000,000 円
		出 資 率	40.0 %
所 管 課	健康福祉政策課(がん撲滅特別対策室)		
監 査 の 結 果	経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。		

団 体 名	公益財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会		
所 在 地	多久市東多久町納所 796-6		
監 査 執 行 年 月 日	令和 7 年 10 月 14 日		
監 査 執 行 者	監査委員 角 貞樹 指山 清範		
財政的援助等の内容	出資団体	基 本 財 産	10,000,000 円
		出 資 額	10,000,000 円
		出 資 率	100.0 %
所 管 課	生活衛生課		
監 査 の 結 果	経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。		

団体名	公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団		
所在地	佐賀市天神三丁目 2-11		
監査執行年月日	令和7年10月17日		
監査執行者	監査委員 荒木 敏也		
財政的援助等の内容	出資団体	基本財産	20,000,000 円
		出資額	20,000,000 円
		出資率	100.0 %
	公の施設の指定管理者	施設名	佐賀県立男女共同参画センター 佐賀県立生涯学習センター
所管課	男女参画・女性の活躍推進課、まなび課		
監査の結果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 財産管理に關し、適正でないものがあった。</p> <p>当財団の基本財産管理規程で、現金の管理の状況を常に明らかにするため、預託台帳を作成し備えるものと規定されているが、運用中の資金について作成されていなかった。</p>		

団体名	佐賀県土地開発公社		
所在地	佐賀市八丁畷町 8-1		
監査執行年月日	令和7年8月28日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	出資団体	基本財産	30,000,000 円
		出資額	30,000,000 円
		出資率	100.0 %
所管課	土地利活用課		
監査の結果	経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。		

### 3 公の施設の指定管理者

団 体 名	公益財団法人佐賀県教育文化振興財団		
所 在 地	唐津市鎮西町名護屋 5581-1		
監 査 執 行 年 月 日	令和 7 年 10 月 27 日		
監 査 執 行 者	監査委員 荒木 敏也		
財政的援助等の内容	公の施設の 指定管理者	施 設 名 管 理 委 託 額	佐賀県黒髪少年自然の家 64,996,000 円
所 管 課	さが政策推進チーム		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理は、おおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部には是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 提案型事業の事務処理に関し、適正でないものがあった。</p> <p>① 提案型事業である食堂の運営には、仕様書に基づき指定管理委託料は充当されず利用者の食事代金のみで運営されることとなっている。このため食堂運営に特化した会計予算が立てられ、指定管理委託料が充当される一般の指定管理業務に係る会計予算との間で収入及び支出のやりとりはない。</p> <p>しかし、一般の指定管理業務に係る実績報告書に添付されている収支予算書の中に、間違って食堂運営会計からの光熱水費等負担金収入432千円及び当該負担金を財源とした光熱水費等支出432千円が含まれていた。</p> <p>② 実績報告書収支予算書中施設維持管理経費の金額に記載誤りがあった。</p> <p>(正) 20,460 千円 (誤) 22,240 千円</p>		

団 体 名	小城市		
所 在 地	小城市三日月町長神田 2312-2		
監 査 執 行 年 月 日	令和 7 年 7 月 25 日(書面による監査)		
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	公の施設の 指定管理者	施 設 名 管 理 委 託 額	ムツゴロウ公園 0 円
所 管 課	港湾課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。		

団体名	SAGAMIRAIプロジェクトJV		
所在地	唐津市二タ子三丁目 1-8		
監査執行年月日	令和7年10月23日		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎		
財政的援助等の内容	公の施設の 指定管理者	施設名 管 理 委 託 額	佐賀県ヨットハーバー 10,968,123 円
所管課	コンベンションチーム		
監査の結果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。		

団体名	公益財団法人佐賀県産業振興機構		
所在地	佐賀市鍋島町八戸溝 114		
監査執行年月日	令和7年7月25日(書面による監査)		
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助等の内容	公の施設の 指定管理者	施設名 管 理 委 託 額	佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター 527,305,000 円
所管課	ものづくり産業課		
監査の結果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。		

## 所管課ごとの監査結果



## 1 財政的援助団体関係

所 管 課	法務私学課(私立中高・専修学校支援室)		
財政的援助等の内容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助金
		補 助 団 体 数	9 団体
		補 助 対 象 事 業 費	6,587,007,000 円
		補 助 金 付 交 額	2,815,682,000 円
監 査 実 施 団 体 名	学校法人佐賀清和学園		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金事務に關し、検討を要するものがあった。</p> <p>運営費補助のうち、教育改革推進加算補助については、交付要綱の付属書類において対象事業が例示されており、「危機管理体制の整備」に関する対象事業では「施設・設備等の安全点検」と記載されているが、運用では点検に留まらず、点検で発見された不備事項を改善するための補修工事も補助対象とされている。</p> <p>対象事業の範囲が明確となるよう、運用に合わせて交付要綱の付属書類の改正を検討されたい。</p>		

所 管 課	法務私学課(私立中高・専修学校支援室)		
財政的援助等の内容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県私立高等学校運営費補助金(魅力づくり枠加算)
		補 助 团 体 数	9 団体
		補 助 対 象 事 業 費	28,361,113 円
		補 助 金 付 交 額	26,723,000 円
監 査 実 施 団 体 名	学校法人佐賀清和学園		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金事務に關し、検討を要するものがあった。</p> <p>補助金交付額に重複はなかったが、当該補助金の補助対象経費が、他所属の補助金の補助対象経費と一部重複していたので、他の補助金の補助対象経費については補助対象外とする旨記載するなど、補助金交付要綱の改正を検討されたい。</p>		

所 管 課	空港課		
財政的援助等の内容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀空港給油体制強化事業費補助金
		補 助 団 体 数	1 団体
		補 助 対 象 事 業 費	6,089,644 円
		補 助 金 交 付 額	6,089,644 円
監 査 実 施 団 体 名	三愛アビエーションサービス株式会社		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金事務に關し、適正でないものがあつた。</p> <p>職員への通勤手当額が補助対象とされているが、3か月分前払で支給した職員が転勤により2か月分の返納が生じ、実支給額が1か月分になつたにもかかわらず、3か月分を補助対象とし、過大に補助金を交付していた。</p> <p>・過大に補助対象とした通勤手当額 26,472 円</p> <p>・過大補助金交付額 3,309 円(過大対象額の 1/8)</p>		

所 管 課	交通政策課(地域交通システム室)		
財政的援助等の内容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県バス運行対策費補助金 (車両減価償却費等補助金)
		補 助 団 体 数	4 団体
		補 助 対 象 事 業 費	185,412,000 円
		補 助 金 交 付 額	92,702,000 円
監 査 実 施 団 体 名	JR九州バス株式会社		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金事務に關し、適正でないものがあつた。</p> <p>補助金額に影響はないものの、補助対象とならない付属品額を一部含んだ誤った補助対象車両価格での交付申請書を受理し、額の確定をしていた。</p>		

所 管 課	SAGAスポーツピラミッド推進チーム														
財政的援助等の内容	補 助 金	補 助 金 名	SSP単独寮運営費補助金												
		補 助 団 体 数	2 団体												
		補助対象事業費	7,416,000 円												
		補助金交付額	7,416,000 円												
監 査 実 施 団 体 名	太良をふるさとにしてもらう会														
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>実績報告に際し、補助対象外経費である調理員が非番の日に寮生に提供する弁当の購入費用が補助対象経費に含まれており、また、調理員の人工費が計算誤りにより過大に計上されていたが、そのまま受理し、過大に補助金を交付していた。</p> <p>なお補助目的である適切な寮運営を行ううえで、寮生に毎日の食事を提供するための調理員非番日の弁当購入経費も補助対象となりうると思われる。今後、補助事業者と密接に連絡を取り、補助事業を実施するためにどのような経費が必要となるかを検討し、補助金交付要綱の改正等適切に対応されたい。</p> <p>&lt;補助対象経費及び補助金の過大額&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使 途</th> <th>補助対象経費の額</th> <th>補 助 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寮生用の弁当購入費</td> <td>101,200 円</td> <td>101,000 円</td> </tr> <tr> <td>調 理 員 人 件 費</td> <td>7,000 円</td> <td>7,000 円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>108,200 円</td> <td>108,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 補助金事務に関し、検討を要するものがあった。</p> <p>学校の生徒を10名以上居住させる寮を運営する団体に対して補助を行うこととされているが、要綱で定める交付申請書及び実績報告書の様式に寮生の人数を記載する箇所がなかった。</p> <p>寮生の人数を確認できるよう要綱様式の見直しを検討されたい。</p>			使 途	補助対象経費の額	補 助 金 額	寮生用の弁当購入費	101,200 円	101,000 円	調 理 員 人 件 費	7,000 円	7,000 円	合 計	108,200 円	108,000 円
使 途	補助対象経費の額	補 助 金 額													
寮生用の弁当購入費	101,200 円	101,000 円													
調 理 員 人 件 費	7,000 円	7,000 円													
合 計	108,200 円	108,000 円													

所 管 課	健康福祉政策課(がん撲滅特別対策室)		
財政的援助等の内容	補 助 金	補 助 金 名	令和5年度佐賀県がん診療病院施設設備整備費補助金
		補 助 団 体 数	1 団体
		補 助 対 象 事 業 費	11,330,000 円
		補 助 金 交 付 額	5,665,000 円
監 査 実 施 団 体 名	伊万里・有田地区医療福祉組合		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助事業に係る団体への指導に関し、適切でないものがあった。</p> <p>補助金交付要綱において提出が求められている仕入税額控除額に関する報告が、団体から提出されておらず、提出の督促も行っていなかった。</p>		

所 管 課	障害福祉課		
財政的援助等の内容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金
		補 助 团 体 数	3 団体
		補 助 対 象 事 業 費	201,149,599 円
		補 助 金 交 付 額	91,374,000 円
監 査 実 施 団 体 名	社会福祉法人ともしび		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>① 補助事業者から補助事業に係る請負工事の入札結果が報告されているが、予定価格が作成されていないことに気づかず受理していた。</p> <p>② 補助金交付申請書に掲載されていた実施設計費及び工事管理費(設計管理費)に係る経費が掲載されていない実績報告書を受理し額の確定を行っていた。なお補助金の算定には影響は出なかった。</p> <p>(2) 補助金事務に関し、検討を要するものがあった。</p> <p>本補助事業の補助対象経費は、補助金交付要綱別表において、障害福祉施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費とされている。</p> <p>補助事業者は労務管理費、交通・通信費等事務的な経費を補助金交付要綱別表の工事事務費ではなく工事請負費(現場管理費)として整理しているが、どのような経費が工事事務費に該当するのかが明らかになるよう、要綱文言の整理、補助対象経費の補足説明の作成などを検討された。</p>		

所 管 課	こども未来課		
財政的援助等の内容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県子ども・若者育成支援推進事業費補助金
		補 助 団 体 数	1 団体
		補 助 対 象 事 業 費	7,768,432 円
		補 助 金 交 付 額	6,703,634 円
監 査 実 施 団 体 名	佐賀県青少年育成県民会議		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助事業の完了前に提出された実績報告書を受理していた。また、額の確定通知の際に、変更交付決定で過大となった補助金額がまだ返納されていないにもかかわらず、交付済補助金額として返納完了後の金額を記載していた。</p> <p>・額の確定通知における交付済補助金額 (正) 7,109,000 円 (誤) 6,703,634 円</p>		

所 管 課	こども家庭課		
財政的援助等の内容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県児童家庭支援センター運営事業費補助金
		補 助 团 体 数	1 団体
		補 助 対 象 事 業 費	18,048,346 円
		補 助 金 交 付 額	17,722,000 円
監 査 実 施 団 体 名	社会福祉法人慈恵会		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金交付要綱で補助金交付申請書の様式を定めており、当該様式中に添付書類として、「事業の内容及び補助金所要額調書(別紙1)」、「事業実施計画書に基づく具体的な年間事業計画資料(別紙様式)」、「收支予算書(別紙様式1)」とあるが、いずれも具体的な様式を定めていなかった。</p>		

所 管 課	企業立地課		
財政的援助等の内容	補 助 金	補 助 金 名	令和5年度佐賀県工場等立地促進補助金
		補 助 団 体 数	5 団体
		補 助 対 象 事 業 費	7,244,107,851 円
		補 助 金 交 付 額	505,615,000 円
監 査 実 施 団 体 名	株式会社せんちゃんフーズ		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額の算定基礎となる投資額のうち、償却資産分について、家屋分と重複している部分があり、補助対象経費が過大に算定された実績報告書を十分に確認せず、補助金の額の確定を行い、過大に補助金を交付していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重複していた投資額 409,578,633 円</li> <li>・過大補助金交付額 32,766,000 円 (※投資額×8%)</li> </ul>		

所 管 課	産業人材課		
財政的援助等の内容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県シルバー人材センター連合会事業費補助金
		補 助 团 体 数	1 団体
		補 助 対 象 事 業 費	26,651,801 円
		補 助 金 交 付 額	12,639,000 円
監 査 実 施 団 体 名	公益社団法人佐賀県シルバー人材センター連合会		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金事務に関し、検討を要するものがあった。</p> <p>補助金交付要綱では補助対象経費に消費税及び地方消費税を含める(仕入控除税額を差し引く)規定となっているが、所管課では補助対象経費から消費税及び地方消費税を除いた金額で補助金交付申請を行うよう指導している。要綱と運用が一致するよう、要綱若しくは運用の見直しを検討されたい。</p>		

所 管 課	生産者支援課		
財政的援助等の内容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金
		補 助 団 体 数	9 団体
		補 助 対 象 事 業 費	157,698,300 円
		補 助 金 交 付 額	66,799,000 円
監 査 実 施 団 体 名	鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>① 補助対象経費の精算額が記載されていない実績報告書を受理し、額の確定を行っていた。</p> <p>② 補助事業変更承認申請書及び実績報告書の具体的な様式が示されておらず、以下のとおり適正でない変更承認申請及び実績報告が行われ、所管課において受理されていた。補助事業者に対し適正な様式を示し、是正を指導されたい。</p> <p>(変更承認申請書) 収支予算書について、補助事業年度における変更前と変更後の予算額を対比させるべきところ、変更後の予算額と前年度の予算額を対比させる様式となっている。</p> <p>(実績報告書) 前年度予算額及び精算額と本年度予算額及び本年度精算額を対比させる様式となっている。</p>		

所 管 課	農業経営課		
財政的援助等の内容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県農業構造改革支援事業費補助金
		補 助 团 体 数	1 団体
		補 助 対 象 事 業 費	91,808,186 円
		補 助 金 交 付 額	89,392,000 円
監 査 実 施 団 体 名	公益社団法人佐賀県農業公社		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助事業に係る団体への指導に関し、適切でないものがあった。</p> <p>補助金交付要綱で、補助金に係る仕入れに係る消費税相当額がない場合であっても、その状況等について補助金の額の確定の日の翌年5月30日までに団体から報告を要する旨定められているところ、なされていなかったが、団体に対し督促等を行っていなかった。</p>		

所 管 課	畜産課		
財政的援助等の内容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀牛等輸出促進対策事業費補助金
		補 助 団 体 数	1 団体
		補 助 対 象 事 業 費	192,021,980 円
		補 助 金 交 付 額	88,724,000 円
監 査 実 施 団 体 名	一般社団法人佐賀県畜産公社		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>団体から提出された補助金変更承認申請書及び実績報告書の添付書類中、事業内容の欄に記載誤りがあり、修正を指示したが、その後の確認が不十分で、記載誤りが残っている補助金変更承認申請書及び実績報告書を受理していた。</p>		

所 管 課	林業課		
財政的援助等の内容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県県産木材生産拡大高性能林業機械レンタル支援事業費補助金
		補 助 团 体 数	1 団体
		補 助 対 象 事 業 費	3,651,250 円
		補 助 金 交 付 額	3,624,000 円
監 査 実 施 団 体 名	佐賀県森林組合連合会		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金事務に関し、検討を要するものがあった。</p> <p>当該補助事業では、補助事業者が計画承認申請書を提出し、承認を受けた後、補助金交付申請書を提出する流れとなっているが、同一の書類の添付を要するなど、事務の一部に重複が見られる。</p> <p>事務効率化の観点から、手続の一本化など見直しを検討されたい。</p>		

所 管 課	林業課		
財政的援助等の内容	補 助 金	補 助 金 名	サガシスギの森林100年構想事業補助金
		補 助 团 体 数	1 団体
		補 助 対 象 事 業 費	5,535,520 円
		補 助 金 交 付 額	4,705,000 円
監 査 実 施 団 体 名	佐賀県山林種苗緑化協同組合		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金交付要綱に定める補助金交付の条件の一部が、交付決定通知の際に記載されていなかった。</p>		

## 2 出資団体関係

所 管 課	畜産課		
団 体 名	一般社団法人佐賀県畜産公社		
財政的援助等の内容	出資団体	基 本 財 産	312,100,000 円
		出 資 額	96,000,000 円
		出 資 率	30.8 %
監 査 の 結 果	<p>(1) 財産管理に関し、適正でないものがあった。</p> <p>県が一般社団法人佐賀県畜産公社に貸与している佐賀県食肉センターの物件について、県は以下の工事による県有財産の改修を知りながら、県有財産賃貸借契約書に定める賃貸借物件の原状変更承認の手続を行っていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事名：排水処理設備 ポリ硫酸第二鉄貯留タンク更新工事</li> </ul>		

### 3 公の施設の指定管理者関係

所 管 課	さが政策推進チーム		
団 体 名	公益財団法人佐賀県教育文化振興財団		
財政的援助等の内容	公の施設の 指定管理者	施 設 名 管 理 委 託 額	佐賀県黒髪少年自然の家 64,996,000 円
監 査 の 結 果	<p>(1) 指定管理に係る事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>以下の誤りのある実績報告書を受理していた。</p> <p>① 食堂運営業務以外の一般的な指定管理業務に係る実績報告書に添付されている収支予算書の中に、間違って食堂運営会計からの光熱水費等負担金収入及び当該負担金を財源とした光熱水費等支出が含まれていた。</p> <p>② 実績報告書収支予算書中施設維持管理経費の金額に記載誤りがあった。</p>		

所 管 課	港湾課		
団 体 名	小城市		
財政的援助等の内容	公の施設の 指定管理者	施 設 名 管 理 委 託 額	ムツゴロウ公園 0 円
監 査 の 結 果	<p>(1) 指定管理に係る事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>管理運営に関する協定書で、指定管理者から事業報告を受理したときは、その内容を確認し、その結果を指定管理者に通知するとともに公表するとされているが、公表していなかった。</p>		

所 管 課	男女参画・女性の活躍推進課		
団 体 名	公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団		
財政的援助等の内容	公の施設の 指定管理者	施 設 名 管 理 委 託 額	佐賀県立男女共同参画センター 佐賀県立生涯学習センター 115,554,173 円
監 査 の 結 果	<p>(1) 指定管理に係る事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>管理運営に関する協定書で、指定管理者から事業報告を受理したときは、その内容を確認し、その結果を指定管理者に通知するとともに公表するとされているが、公表していなかった。</p>		

## 参 考



## 1 監査関係法令（下線部：財政的援助団体等監査関係）

地方自治法(抄)	地方自治法施行令(抄)
<p>第1条の3 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。</p> <p>2 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。</p> <p>3 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。</p> <p>第2条 1～7（略）</p> <p>8 この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。</p> <p>9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。</p> <p>（1）法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第1号法定受託事務」という。）</p> <p>（2）法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第2号法定受託事務」という。）</p> <p>10～13（略）</p> <p>14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。</p> <p>15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。</p> <p>16～17（略）</p> <p>第75条 選挙権を有する者（道の方面公安委員会については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者）は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務の執行に關し、監査の請求をすることができる。</p> <p>2 前項の請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を公表しなければならない。</p> <p>3 監査委員は、第1項の請求に係る事項につき監査し、監査の結果に関する報告を決定し、これを同項の代表者（第5項及び第6項において「代表者」という。）に送付し、かつ、公表するとともに、これを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに關係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による監査の結果に関する報告の決定は、監査委員の合議によるものとする。</p> <p>5 監査委員は、第3項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を代表者に送付し、かつ、公表するとともに、これらを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに關係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。</p> <p>6 第74条第5項の規定は第1項の選挙権を有する者及びその総数の50分の1の数について、同条第6項の規定は代表者について、同条第7項から第9項まで及び第74条の2から前条までの規定は第1項の規定による請求者の署名について、それぞれ準用する。この場合において、第74条第6項第3号中「区域内」とあるのは、「区域内（道の方面公安委員会に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内）」と読み替えるものとする。</p>	<p>第99条 第91条から第98条まで、第98条の3及び前条の規定は、地方自治法第75条第1項の規定による普通地方公共団体の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。（次の表：略）</p>

地方自治法(抄)	地方自治法施行令(抄)
<p>第 98 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適當でないものとして政令で定めるものを除く。)に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。</p>	<p>第121 条の 4 地方自治法第 98 条第 1 項に規定する労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものは、労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号)の規定による労働争議のあつせん、調停及び仲裁その他労働委員会の権限に属する事務(その組織に関する事務及び庶務を除く。)並びに土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)の規定による収用に関する裁決その他収用委員会の権限に属する事務(その組織に関する事務及び庶務を除く。)とする。</p>
<p>2 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適當でないものとして政令で定めるものを除く。)に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第 199 条第 2 項後段の規定を準用する。</p>	<p>2 地方自治法第 98 条第 1 項に規定する議会の検査の対象とすることが適當でないものとして政令で定めるものは、当該検査に際して開示をすることにより、国の安全を害するおそれがある事項に関する事務(当該国の安全を害するおそれがある部分に限る。)及び個人の秘密を害することとなる事項に関する事務(当該個人の秘密を害することとなる部分に限る。)並びに土地収用法の規定による収用に関する裁決その他収用委員会の権限に属する事務とする。</p>
<p>第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。</p> <p>2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適當でないものとして政令で定めるものを除く。)の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に關し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>3 第 1 項の規定は、地方自治法第 98 条第 2 項に規定する労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものについて準用する。</p> <p>4 第 2 項の規定は、地方自治法第 98 条第 2 項に規定する同項の監査の対象とすることが適當でないものとして政令で定めるものについて準用する。この場合において、第 2 項中「検査」とあるのは、「監査」と読み替えるものとする。</p>
<p>3 監査委員は、第 1 項又は前項の規定による監査をするに當たつては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。</p> <p>4 監査委員は、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。</p> <p>5 監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第 1 項の規定による監査をすることができる。</p> <p>6 監査委員は、当該普通地方公共団体の長から当該普通地方公共団体の事務の執行に關し監査の要求があつたときは、その要求に係る事項について監査をしなければならない。</p>	<p>第 140 条の 5 第 121 条の 4 第 1 項の規定は、地方自治法第 199 条第 2 項に規定する労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものについて準用する。</p> <p>2 第 121 条の 4 第 2 項の規定は、地方自治法第 199 条第 2 項に規定する監査委員の監査の対象とすることが適當でないものとして政令で定めるものについて準用する。この場合において、第 121 条の 4 第 2 項中「検査」とあるのは、「監査」と読み替えるものとする。</p> <p>第 140 条の 6 地方自治法第 199 条第 2 項の規定による監査の実施に當たつては、同条第 3 項の規定によるほか、同条第 2 項に規定する事務の執行が法令の定めるところに従つて適正に行われているかどうかについて、適時に監査を行わなければならない。</p>

地方自治法(抄)	地方自治法施行令(抄)
<p>7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。</p>	<p>第140条の7 地方自治法第199条第7項後段に規定する当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人とする。</p> <p>2 当該普通地方公共団体及び1又は2以上の第152条第1項第2号に掲げる法人(同条第2項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。)が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人は、前項に規定する法人とみなす。</p> <p>3 地方自治法第199条第7項後段に規定する当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が受益権を有する不動産の信託とする。</p> <p>第152条 地方自治法第221条第3項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1) 当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人</p> <p>(2) <u>当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社</u></p> <p>(3) 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの</p> <p>2 当該普通地方公共団体及び1又は2以上の前項第2号に掲げる法人(この項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。)が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、同号に掲げる法人とみなす。</p> <p>3~5 (略)</p>

地方自治法(抄)	地方自治法施行令(抄)
<p>8. 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。</p> <p>9. 監査委員は、第 98 条第 2 項の請求若しくは第 6 項の要求に係る事項についての監査又は第 1 項、第 2 項若しくは第 7 項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>10. 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、第 75 条第 3 項又は前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。</p> <p>11. 監査委員は、第 75 条第 3 項の規定又は第 9 項の規定による監査の結果に関する報告のうち、普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員において特に措置を講ずる必要があると認める事項については、その者に対し、理由を付して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を公表しなければならない。</p> <p>12. 第 9 項の規定による監査の結果に関する報告の決定、第 10 項の規定による意見の決定又は前項の規定による勧告の決定は、監査委員の合議によるものとする。</p> <p>13. 監査委員は、第 9 項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これらを公表しなければならない。</p> <p>14. 監査委員から第 75 条第 3 項の規定又は第 9 項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置(次項に規定する措置を除く。以下この項において同じ。)を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。</p> <p>15. 監査委員から第 11 項の規定による勧告を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該勧告に基づき必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。</p> <p>(寄附又は補助)</p> <p>第 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。</p>	

地方自治法(抄)	地方自治法施行令(抄)
<p>(住民監査請求)</p> <p>第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。</p> <p>2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3 第1項の規定による請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を第一項の規定による請求人(以下この条において「請求人」という。)に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>5 第1項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。</p> <p>6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第1項の規定による請求があつた日から60日以内に行わなければならない。</p> <p>7 監査委員は、第五項の規定による監査を行うに当たつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えるなければならない。</p> <p>8 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち会わせることができる。</p> <p>9 第5項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>10 普通地方公共団体の議会は、第1項の規定による請求があつた後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。</p> <p>11 第4項の規定による勧告、第5項の規定による監査及び勧告並びに前項の規定による意見についての決定は、監査委員の合議によるものとする。</p>	<p>(住民による監査請求)</p> <p>第172条 地方自治法第242条第1項の規定による必要な措置の請求は、その要旨を記載した文書をもつてこれをしなければならない。</p> <p>2 前項の規定による請求書は、総務省令で定める様式によりこれを調製しなければならない。</p>

地方自治法(抄)	地方自治法施行令(抄)
<p>(公の施設)</p> <p>第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。</p> <p>2 普通地方公共団体(次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。</p> <p>3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(公の施設の設置、管理及び廃止)</p> <p><u>第 244 条の 2</u> 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。</p> <p>3 <u>普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。</u></p> <p>4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。</p> <p>6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> <p>7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に關し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。</p> <p>8 普通地方公共団体は、適當と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。</p> <p>10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に關し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適當でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p>	

## 2 指定管理者関係総務省通知

総行経第 38 号  
平成 22 年 12 月 28 日

各都道府県知事 殿  
各指定都市市長 殿  
各都道府県議会議長 殿  
各指定都市議会議長 殿

総務省自治行政局長

### 指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成 15 年 9 月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第 252 条の 17 の 5 に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願ひいたします。

#### 記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。
- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとすることとされている。この期間については、法令上具体的な定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めるに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的な事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっても、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

### 3 用語等の説明

用語等	説明
補助金等の額の確定 (佐賀県補助金等交付規則第13条抜粋)	<p><b>条文(抜粋)</b></p> <p>知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するのであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。</p>
補助事業等の実績報告 (昭和53年総務部長通知「佐賀県補助金等交付規則の施行について」抜粋)	<p>12 実績報告(第12条関係)</p> <p>(1) 実績報告書は、補助事業等の成果が交付の決定の内容及び条件に適合するか否かを審査し、補助金等の精算による補助金等交付事務の結了又は是正措置のいずれを取るかを判断するため提出させるものであるから、適確な判断ができるよう要綱等において、様式、添付書類、提出時期を定めること。</p> <p>この実績報告書においては、補助事業等の成果が把握できるよう、できる限り具体的な数値などを盛り込むこと。</p> <p>ただし、補助事業の効果の発現が、補助事業終了後一定期間を要するものなど実績報告書提出までに事業効果を適確に把握することが困難な場合は、実績報告書とは別に、適切な時期を選び、事業効果を把握すること。</p> <p>この実績報告書の内容の確認等は、県民ニーズの把握、現場主義の徹底を図る観点から、極力、職員が実地に赴き確認することを基本とし、その際、把握したことについて、次年度以降の予算に反映させること。</p>
仕入税額控除	<p>仕入税額控除とは、消費税の納付税額の算定において、課税仕入れ等に係る消費税額を、課税売上げに係る消費税額から控除する仕組みである。</p> <p>補助対象経費に課税仕入れ等に係る消費税額が含まれている場合で、当該課税仕入れ等に係る消費税額について仕入税額控除を受けた場合、補助事業者はその分だけ補助対象経費の負担を免れたこととなる。</p>

用語等	説明
補助金に係る仕入税額控除の取扱い (平成26年財政課長通知「補助金等に係る予算の執行の適正化について」抜粋)	<p>(6)補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入税額控除の適正な取扱いについて</p> <p>① 補助金交付要綱において、「補助事業者は、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定した場合には、速やかに知事に報告し仕入税額控除額の全部又は一部を返還する必要がある」旨の規定(以下、「仕入控除規定」という。)が定められている場合には、適切に補助事業者に対して当該報告を求める。</p> <p>② 県単独補助金において、補助事業者(間接補助事業者を含む。)が消費税及び地方消費税の納税義務者であり、補助対象経費に消費税及び地方消費税の課税対象経費が含まれているにもかかわらず、仕入控除規定が交付要綱に定められていない場合には、類似の国庫補助事業の取扱いなどを参考にし、以下の措置をとること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付要綱に、仕入控除規定を設ける。</li> <li>・補助対象経費から、消費税及び地方消費税を除く。</li> </ul>



ざいせいてきえんじょだんたいとうかんさけっかほうこくしょれいわねんど  
**財政的援助団体等監査結果報告書(令和7年度)**

作成 佐賀県監査委員

令和8(2026)年2月4日

発行 佐賀県監査委員事務局

佐賀県佐賀市城内一丁目 6-5 佐賀県庁南館(〒840-8570)

0952-25-7243

kansai@pref.saga.lg.jp

<https://www.pref.saga.lg.jp/list02287.html>